

各 事 業 者 様

茨城県知事 大井川 和彦

貨物運送事業者における物流サービス維持に向けた協力について（依頼）

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運転者に係る年間960時間の時間外労働の上限規制等が本年4月から適用され、間もなく半年が経過しようとしているところです。

政府が公表した試算では、運転者の労働時間が短くなることに対して何も対策を行わなかった場合、2024年には14.2%、さらに2030年には34.1%の輸送能力が不足する可能性があるとされています。

こうした「モノが運べなくなる」状況を回避するためには、DXなどの活用により運転者の荷待ち時間や荷役時間を短縮する取組や、適正な価格転嫁により賃上げの原資を確保し、運転者を安定的に確保していく必要がありますが、政府の調査によると、トラック運送事業は、価格転嫁率が依然として最も低い業種とされております。

貴社におかれましては、本通知の趣旨を御理解いただき、運送事業者との運賃交渉の際には、本年3月に新たに告示された「標準的な運賃」を御確認の上、運送事業者の適正運賃収受に向けて御協力いただきますようお願いいたします。

また、すでに荷待ち時間や荷役時間の短縮等、物流の効率化に取り組まれていることと存じますが、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」及び「貨物自動車運送事業法」が改正され、法律の施行に向け、荷主企業への規制や義務付けが強化される方向で検討が進められています。これから年末にかけて物流需要が増加していく時期にもなるため、より一層の物流の効率化に向けた取組に御協力いただきますようお願いいたします。

【参考】関連ホームページ

- 公益社団法人全日本トラック協会「知っていますか？物流の2024年問題」
<https://jta.or.jp/logistics2024-lp/>
- 中小企業庁「価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果」
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>
- 国土交通省「『標準的な運賃』について」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html
- 国土交通省・経済産業省・農林水産省「『流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律』の施行に向けた検討状況について」
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/setsumeikaisiryou.pdf>

【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室
電話：029-301-3550